

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

倶知安町の人口は、令和2年国勢調査によると15,137人で、平成27年調査時と比較して119人の増加となり、道内179市町村のうち12市町村しかない、人口が増加した自治体となっている。

令和7年8月末現在の住民基本台帳人口は、14,473人であり、そのうち0～14歳の年少人口が11.6%(1,674人)、15～64歳の生産年齢人口が64.3%(9,303人)、65歳以上の老年人口は24.2%(3,496人)となっている。この数字を10年前と比較すると、年少人口が451人の減少(△21.2%)、生産年齢人口が206人の増加(+2.3%)、老年人口は212人の減少(△5.7%)となっている。

倶知安町の基幹産業は農業と観光業であり、農業は経営耕地面積約4,000haを維持し、馬鈴薯の生産量は道内屈指となっているが、農家数は減少傾向にあり、担い手不足また1農家当たりの作付面積が広がることによる労働力不足の状況となっている。

観光業では世界屈指のパウダースノーを誇る国際的なスキーリゾートエリアを有しており、平成時代は、年間150万人から160万人の観光客が訪れ、特に外国人観光客の宿泊者数は、平成23年度約2万3千人に対し、令和元年度約11万8千人となるなど発展が続いてきた。コロナ禍では、観光客数及び外国人観光客の宿泊数が激減したものの、令和6年度においては、観光客数が約156万人、外国人観光客の宿泊者数が約57万人と年々増加しており、最盛期の水準に回復している。

このような状況により、近年は宿泊業・飲食業などのサービス業種を中心に、若い経営者、外国人経営者による事業展開が活発であり、町外からの企業進出も多く、これに伴い、労働力の不足の傾向が見られ、有効求人倍率も北海道平均よりも高い水準となっている。

一方、本町中心市街地に集中している中小企業者については、特に小売業関連等の業種において経営者の高齢化及び後継者不足、さらには地価上昇による用地売買の活発化により、閉店や廃業が増加している。

(2) 目標

倶知安町は、就業人口の減少や高齢化の中、付加価値の高い生産設備の導入により中小企業者の労働生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

業種を問わず生産性向上を図るため、幅広い設備投資への支援が求められることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

俱知安町の産業は、基幹産業である農業・観光業をはじめ多岐に渡り、多様な業種が連携し町の経済、雇用を支えている。そのため、町内に広く点在する事業者全体で生産性向上を実現する必要があることから、俱知安町内全域を本計画における対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

俱知安町の中小企業においては、業種を問わず労働生産性の向上が望まれることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年9月11日～令和9年9月10日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定への配慮

人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用

の安定に配慮する。

(2) 地域経済の健全な発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。